

経営革新等支援機関の認定（更新）基準について

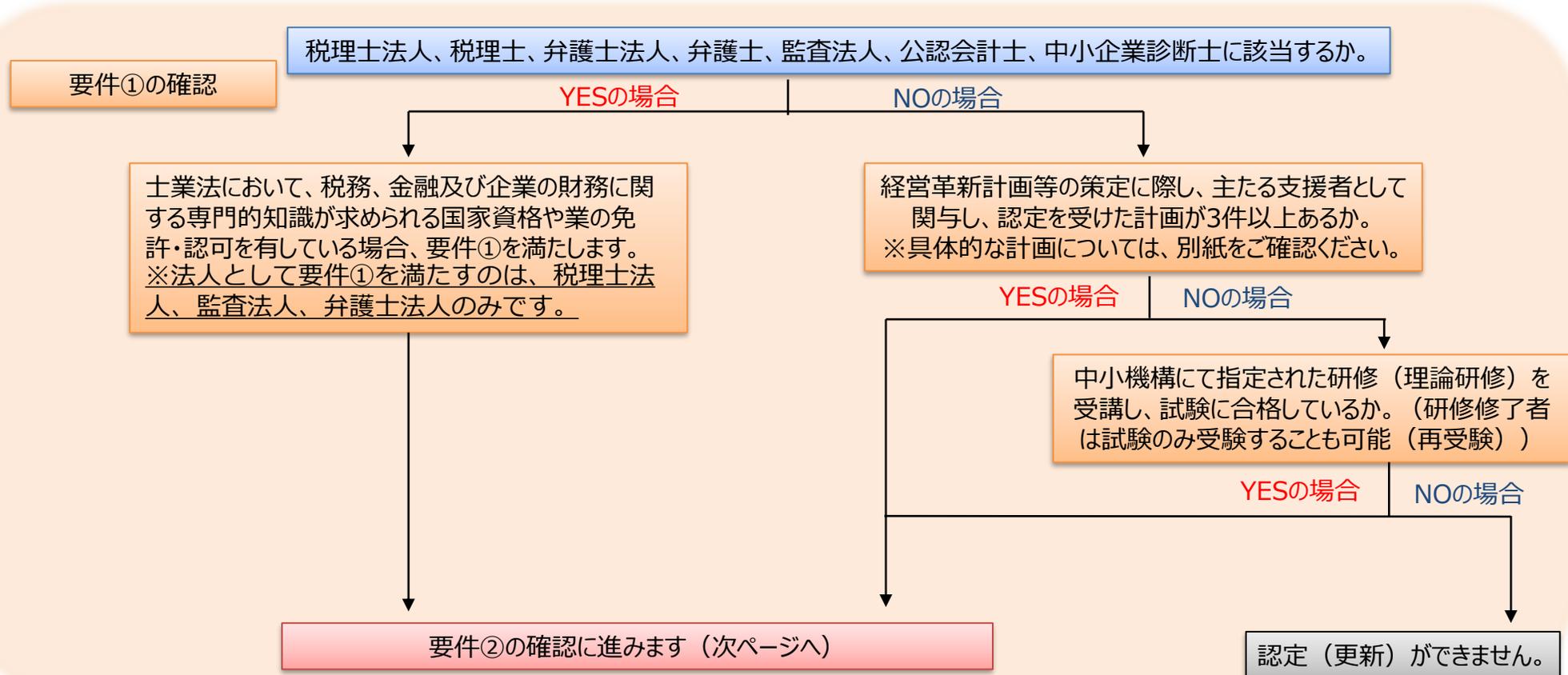
経営革新等支援機関の認定（更新）にあたっては、中小企業・小規模事業者の財務内容等の経営状況の分析や事業計画の策定支援・実行支援を適切に実施する観点から、主に以下の認定基準を設けています。

① 税務、金融及び企業の財務に関する専門的な知識を有していること（要件①）

② 中小企業・小規模事業者等に対する支援に関し、法定業務に係る1年以上の実務経験を含む3年以上の実務経験を有していること（要件②）

③ 安定した事業基盤を有していること（要件③）

具体的には、以下のフローチャートよりご確認ください。



経営革新等支援機関の認定（更新）基準について②（前ページから続く）

要件②の確認

中小企業・小規模事業者に対する支援に関し、
3年以上の実務経験を有するか。
※具体的な実務経験の内容については、別紙をご確認ください。

YESの場合

NOの場合

中小企業・小規模事業者に対する支援に関し、
法定業務に係る1年以上の実務経験を有するか。
※具体的な実務経験の内容については、別紙をご確認ください。

YESの場合

NOの場合

要件③へ進みます。

YESの場合

NOの場合

認定（更新）ができません。

最低でも直近1期の事業所得があるか

YESの場合

NOの場合

認定（更新）ができません。

申請前3期の事業所得が黒字になっているか
(不動産所得等は含みません)

YESの場合

NOの場合

申請の際、収支予測の記載が必要です。
(可能な限り、詳細に記載してください)
また、申請前3期中に赤字の期がある場合は、
赤字の理由も詳細に記載してください。

認定（更新）が可能です。

注意事項

- 実際の認定にあたっては、上記基準にあわせて、基本方針に適合しているか、欠格条項に該当しないかといったことも確認をさせていただきます。
- 本フローチャートにおいて、「認定（更新）が可能」であっても、それをもって認定がされるわけではありませんので、ご注意ください。
- 金融機関、商工会議所、商工会連合会においては、本フローチャートによらない場合があります。

(別紙) よくある質問

専門的知識を有する証明書にある「経営革新計画等の作成」とは、具体的にどの計画を指すのか（・各種計画の変更認定への関与については実績として認められません。・直近の認定日以前のもは使用できません。・各計画ごとの詳細は、申請先、認定主体までご確認ください。）

- 具体的には、「経営革新計画」、「経営力向上計画※1」、「地域資源活用事業計画」、「異分野連携新事業分野開拓計画」、「農商工等連携事業計画」、「中小企業承継事業再生計画」、「中小企業活性化協議会（旧：中小企業再生支援協議会）の関与する再生計画※2」、「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（令和元年度補正事業以降）」等が挙げられます。※1ただし、「経営力向上計画」については、最大1件までしか実績として認めません。

※2 中小企業活性化協議会の関与する再生計画策定支援（第二次対応）において、個別支援チームの専門家として参画した再生計画が実績の対象となります。

- 認定の更新の際の対象については、上記に加え、「事業再構築補助金」、「経営改善計画策定支援事業」、「早期経営改善計画策定支援事業」、「中小企業経営力強化資金融資事業」、「経営力強化保証制度」、「企業再建資金（企業再生貸付制度）」、「商業・サービス業・農林水産業活性化税制」、「先端設備等導入計画」、「事業承継税制」、「事業承継・引継ぎ補助金（旧：事業承継補助金）」、「事業承継・集約・活性化支援資金融資事業」、「個人事業者の遺留分に関する民法特例」、「中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置」、「中小企業経営強化税制C類型」等が挙げられます。

- なお、「支援者からの関与を有する証明書（専門的知識を有する証明）」には、「国や県から認定を受けた計画の認定証等の写し（※3）」を添付いただく必要があります。

※3（例）「経営革新計画」の場合：添付する書類は「承認通知書」。申請先（認定主体）は各都道府県。

（例）「補助金」の場合：添付する書類は「交付決定通知書」または「採択通知書」。申請先は補助金事務局等。

※申請書に記載する認定番号は、認定証等の文書番号、受付番号等を記載してください。文書番号、受付番号がなければ「―」を記載してください。

実務経験証明書（中小企業等に対する支援に関する3年以上の実務経験）の実務経験内容にはどのような経験が該当するのか。

■ 税理士（個人）、税理士法人の場合

例：中小企業等に対して実施する税務相談、申告等

■ 公認会計士（個人）、監査法人の場合

例：中小企業等に対して実施する財務書類の監査または証明等

■ 弁護士（個人）、弁護士法人の場合

例：中小企業等に対して実施する法律相談等

■ 中小企業診断士（個人）の場合

例：中小企業等に対して実施する経営や労務管理に関する相談対応等

■ コンサルタントの場合

例：中小企業等に対して実施する経営に関する相談対応、販路開拓支援、現場改善支援等

■ 商工会、商工会議所の場合

例：中小企業等に対して実施する経営に関する相談対応等

実務経験証明書（経営革新等支援業務に係る1年以上の実務経験）の実務経験内容の欄にはどのような経験が該当するのか。

■ 税理士（個人）、税理士法人の場合

例：税理士業務に付随して行う財務書類の作成、中小企業等の経営状況の分析、事業計画の策定支援・実行支援、経営革新計画等の策定支援、等

■ 公認会計士（個人）、監査法人の場合

例：中小企業等の経営状況の分析、事業計画の策定支援・実行支援、経営革新計画等の策定支援、等

■ 弁護士（個人）、弁護士法人の場合

例：企業の再生事案の事務等、中小企業等の経営状況の分析、事業計画の策定支援・実行支援、経営革新計画等の策定支援、等

■ 中小企業診断士（個人）の場合

例：経営状況の分析、事業計画の策定支援・実行支援、経営革新計画等の策定支援、等

■ コンサルタント、民間コンサルの場合

例：経営状況の分析、事業計画の策定支援・実行支援、経営革新計画等の策定支援、等

■ 商工会、商工会議所の場合

例：中小企業等の経営状況の分析、事業計画の策定支援・実行支援、経営革新計画等の策定支援、等

(別紙) よくある質問

認定基準にある所定の研修内容とは何か

- 認定（更新）基準の①または②において、知識や経験が認定基準に満たない場合、独立行政法人中小機構基盤整備機構による以下の研修を受講し、受講後に実施する試験に合格することで基準を満たすこととします。申請時に試験合格を証する書類を添付してください。

※研修修了者は試験のみ受験することも可能です。（再受験）

①の知識が認定基準に満たない場合

中小企業経営改善計画策定支援研修（理論研修）

（研修構成）

- 財務・税務・金融等を中心とした17日間コースまたは9日間コース

（受講対象者）

- 社会保険労務士・行政書士・司法書士・経営士等の士業、NPO法人、民間コンサルティング会社、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会等で経営革新計画等の関与が3回未満の者
- 4コース（17日間）対象者：経営革新計画等の関与が全くない者
- 2コース（9日間）対象者：経営革新計画等の策定を行う際、主たる支援者として1～2回関与した者

②の経験が認定基準に満たない場合

中小企業経営改善計画策定支援研修（実践研修）

（研修構成）

- 経営計画策定、経営支援等の演習を中心とした2日間コース（6時間×2日）

（受講対象者）

- 経営革新計画等の策定支援を実施する者であって、中小企業の経営支援業務の実務経験が3年未満の者または中小企業の経営支援業務の実務経験が3年以上であって、そのうち法定業務の実務経験が1年未満の者。ただし、認定（更新）基準①の条件を満たしていることが前提となります。

※研修の詳細に関しては、中小企業大学校 東京校 支援研修課（電話：042-565-1270）までお問い合わせください。